

議題（２）

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて

このことについて、令和７年６月６日付け水産第３４７号・千水審第１号で千葉県水産振興審議会会長から別添のとおり付議されましたので、審議されたい。

令和７年６月２０日

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会

部会長 大和 義久

水産第347号

千水審第1号

令和7年6月6日

千葉県水産振興審議会

海面利用調整部会長 大和 義久 様

千葉県水産振興審議会

会長 坂本 雅信

(公印省略)

遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示、推奨ルール及び遊漁者等による
がざみ類の採捕に係る委員会指示について（付議）

令和7年6月3日付け水産第315号、水産第316号及び水産第317号で千葉県知事から諮問があった下記の事項については、千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領第4条の規定により、貴部会に付議しますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について
- 2 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて
- 3 遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について



水産第316号

千葉県水産振興審議会

会長 坂本雅信 様

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて（諮問）

このことについて、令和7年8月1日以降のルールについて別添案のとおり取り扱い
たいので諮問します。

令和7年6月3日

千葉県知事 熊谷俊人

（公印省略）

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール（案）

令和7年8月1日

※アンダーラインは変更箇所

地 区 名		水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規
①	浦安～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しない。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	既 存
②	天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系) 北緯 35° 10.668' 、東経 139° 46.800' (世界測地系) 北緯 35° 10.866' 、東経 139° 46.607'	既 存
③	船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼日とする。 2 利用者が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ	既 存

地 区 名		水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規
④	西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日、正月、お盆及び地元の祭礼日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とする。 3 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月までの期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯34° 58.499'、東経139° 46.006' の点 イ 北緯34° 59.306'、東経139° 45.903' の点 ウ 北緯34° 59.231'、東経139° 44.062' の点 エ 北緯34° 57.625'、東経139° 43.947' の点 オ 北緯34° 57.925'、東経139° 45.210' の点 (注) 緯度経度は世界測地系	既 存
⑤	相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。 3 1月から6月末まで、オキアミ禁止。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ	既 存
⑥	白浜 (南房総市)	1 釣り船の休業日は毎月第2及び第4水曜日とする。 2 コマセ籠はしまでとする。	既 存

地 区 名		水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規
⑦	千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2、第4水曜日及び元日とする。 2 操業時間は、日の出から日没までとする。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長22センチメートル以下のキンメダイ (3) 全長30センチメートル以下のヒラメ	既 存
⑧	和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1) 出港時間 夜明け (2) 入港時間 午後1時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規程(毎月第1、第3土曜日、お盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。	既 存
⑨	江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は午前6時～正午までとする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。	既 存
⑩	吉浦・天面 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。	既 存
⑪	太海 (鴨川市)	遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。	既 存

地 区 名		水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規
⑫	小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む。)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南 7 3 号(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯 35° 06.277'、東経 140° 12.784' の点 ウ 北緯 35° 06.218'、東経 140° 12.534' の点 エ 北緯 35° 06.207'、東経 140° 12.049' の点 オ 北緯 35° 06.651'、東経 140° 11.106' の点 カ 漁業権基点南 7 2 号の 3(鴨川市内浦字寄浦 1 番地に設置した標柱(第 3 標柱)) (注) 緯度経度は世界測地系	既 存
⑬	沿岸小型 漁船 (鴨川市～ 御宿町)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。 ただし、大陸棚以浅(<u>水深 225 メートル以浅</u>)でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。	既 存
⑭	新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前 8 時からとする。	既 存
⑮	御宿岩和田 (御宿町)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分までとする。	既 存

地 区 名	水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規
⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1) 出港時間 午前4時 (2) 入港時間 正午 ただし、午後の遊漁は午後8時までに入港するものとする。 2 休業日は、毎月第1及び第3月曜日とする。 3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは10月1日～翌年5月6日。操業時間は午前5時30分～正午まで(10月から11月末日まで)、午前6時～正午まで(12月から翌年5月6日まで)。午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは9月1日～翌年3月31日及び5月1日～5月6日。 正午まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休業日は異なる) 7 5月7日～9月30日まで、生き餌釣りは、禁止とする。	既 存

※ 本推奨ルールに記載している「遊漁船」には、プレジャーボートも含まれます。